



スマホで簡単予約

# 余市・小樽・札幌の桜名所と 小樽フェリー停泊船ランチ&船内見学

※停泊するフェリー船上にて、ランチ・船内見学となります。



## 余市・余市川桜並木

1993年から10年かけて植樹した、余市川下流の両岸を彩るソメイヨシノを中心とした約400本の桜並木。4月下旬～5月上旬に満開となり、桜の名所として町民や観光客に親しまれています。

- 出発日 / 2025年4月28日(月)・5月3日(土・祝)
- 旅行代金 / 9,800円(大人お1人様・子ども同額)
- 最少催行人員 / 15名
- 食事 / 昼食1回
- 添乗員 / 同行
- バスガイド / なし
- 利用バス会社 / 北海道中央バスグループ又は  
ドリーム観光バス又は札幌ばんけいバス

### おすすめポイント!

- 余市・小樽・札幌の桜の名所をたっぷり見学します。
- 小樽築港に停泊するフェリー船上にて、お刺身定食ランチをお楽しみください。船内の解説付き見学もごさいます。

※停泊するフェリー船上にて、ランチ・船内見学となります。



小樽・長橋なえぼ公園



札幌・北海道神宮



新日本海フェリー停泊船ランチ

集合 / 中央バス札幌ターミナル1階待合室 (出発の15分前集合)	食事
(8:45集合) 中央バス札幌ターミナル<9:00> ===== 札幌・北海道院宮 (観桜・参拝) <約40分> =====	朝×
==== 小樽築港・新日本海フェリー船内 (船内見学) <約50分> ・ (停泊船ランチ「お刺身定食」) <約50分> =====	昼○
== 小樽・長橋なえぼ公園 (観桜) <約50分> == 余市・道の駅スペースアップル・余市川桜並木 (観桜) <約60分>	夕×
===== 中央バス札幌ターミナル<17:00頃>	

※青字は下車観光地、赤字は入場観光地となります。天候や道路状況、見学個所の都合等により、到着時刻や行程内容が変更となる場合がございます。荒天等により、フェリーの小樽築港到着が大幅に遅れる場合は、ツアーを中止する場合がございます。





## <ご参加される皆様へお知らせ>

- 当ツアーでは、緊急の場合を除き、ご旅行前に代表者様へのご挨拶を兼ねた確認電話は差し上げておりません。集合時間・集合場所のお間違えないようにご確認をお願い致します。(出発時間になりましたらツアーは出発させていただきます。)
- バス座席割りは、当社で決めさせていただきます。また、他のグループの方と相席となる場合がございます
- バス車内は終日禁煙とさせていただきます。
- 緊急連絡先：080-1890-6029(当日朝のみ有効。当日以外は不通となっております)
- このパンフレットが最終行程表となります。

### 集合場所のご案内



## 中央バス札幌ターミナル (札幌市中央区大通東1丁目3番地)

- JR札幌駅南口より徒歩約10分
- 地下鉄バスセンター2番出口より徒歩約2分
- 地下鉄大通駅31番出口徒歩約3分
- さっぽろテレビ塔出口より徒歩約2分

※大通バスセンターではございませんので  
お間違えないようにお越し下さい。

## 旅行条件[要旨]

お申込みいただく前、この旅行条件書とコースのご案内を必ずお読みください。詳しい旅行条件を説明した書面を後ご用意致しておりますので、事前に確認の上、お申込み下さい。この書面は旅行業法第12条の4に定める取引条件書面及び旅行契約が締結されたときは、同法12条の5に定める契約書面の一部となります。

この旅行は北海道中央バス(以下「当社」という)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」という)を締結することになります。また旅行条件は以下によるほか、別途お渡しする旅行条件書(全文)、出発前にお渡しする最終行程表と称する確定書面及び旅行契約募集型企画旅行契約の部によります。

●旅行のお申込み及び契約の成立時期  
(1)所定の申込書に所定事項を記入し、下記のお申込金を添えてお申込み下さい。お申込金は、旅行代金のお支払いの際は差し引かせていただきます。

(2)電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申し込みの場合、当社が予約の承認の旨を通知した翌日から起算して3日以内にお申込書提出とお申込金の支払いをして頂きます。

(3)旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、お申込金を受領したときに成立するものとします。

(4)お申込金(お1人様)  
旅行代金 3万円未満 お申込金 6,000円  
6万円未満 12,000円  
10万円未満 20,000円  
15万円未満 30,000円  
15万円以上 旅行代金の20%

●旅行内容の変更  
当社は、旅行締結後であっても、天災事変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公庁の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめご連絡を致し、当該事由の関与し得ないものである理由及び当該事由の因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後に説明致します。

●旅行代金の変更  
前項により旅行内容が変更され、旅行実施による費用(当該旅行内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、契約料その他既に支払い、またはこれから支払らなければならない費用を含みます)が増加したときはサービスの提供行われたにも関わらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社は変更差額した旅行代金を変更します。

●取消料  
(1)旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、次の金額を取消料として申し受けます。

契約解除の日	取消料(お1人様)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	無料
1)21日目に当たる日以前(日帰り旅行にあてはは11日目)	無料
2)20日目に(日帰り旅行にあてはは10日目)に当たる日以降の解除(3-6を除く)	旅行代金の20%
3)7日目に当たる日以降の解除(4-6を除く)	旅行代金の30%
4)旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
5)旅行当日の解除	旅行代金の50%
6)旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

※貸切船舶を利用する旅行については、上記の表によらず、コースページに記載する取消料となります。

※当社の責任とならない各種ローンの取扱上の事由に基づき、お取消しになる場合も上記取消料をお支払い頂きます。

※お客様の都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等行程上の一部変更についても、全体に対するお取消しとみなし、取消料の対象となります。

(2)お客様は下記に該当する場合は取消料なしで、旅行契約を解除することができます。

- ①契約内容の変更が行われたとき
- ②前項に基づき旅行代金が増額決定されたとき
- ③不可能になったとき、または、その恐れが極めて大きいとき
- ④当社がお客様に対して、別途定める日までに、最終日程表を交付しなかったとき
- ⑤当社の帰すべき事由により契約書面に従った旅行実施が不可能となったとき

●当社により旅行契約の解除及び履行中止  
(1)お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払われなかったときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、取消料に相当する額の違約金をお支払い頂きます。

(2)次の各項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。

- ①お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他参加条件を満たしていないことが明らかになったとき
- ②お客様が病氣、必要ない助者の不在その他の理由により、当該旅行に附随し得ない状態に陥ったとき
- ③お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき
- ④お客様が契約内容に關して合理的な範囲を超える負担を求めたとき
- ⑤お客様の人数が契約書面に記載した最少催行人員に満たないとき。

この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目に当たる日より前(日帰り旅行は3日目に当たる日より前)に旅行中止の通知を致します。

⑥スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行条件が成就しないとき、あるいはその恐れが極めて大きいとき

⑦天災事変、暴動、運送・宿泊機関の運賃・料金のサービス提供の中止、官公庁の命令、その他当社が関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、またはその恐れが極めて大きいとき

●旅行代金に含まれるもの  
旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のない限り)エコノミークラス、宿泊費、食費、及び消費税等の税務。これらの費用はお客様の都合により一部利用されなくても原則として払戻致しません。(コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人的な費用は含まれません)

●添乗員等  
添乗員同行表示コースには、全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行うサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な業務とさせていただきます。また、添乗員の指示に従わない場合は、当社の旅行契約を解除する場合がございます。添乗員の業務は、原則として8時から20時までとします。

●当社の責任及び免責事項  
(1)当社は旅行契約の履行にあたって、当社の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害について賠償致します。

(2)手荷物について生じた(1)損害については同項の規定にかかわらず損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お1人様15万円を限度に当社に故意又は重大な過失がある場合は除きます)として賠償致します。

●特別補償  
当社は、当社または当社が手配を代行させた者の故意又は過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行約款、別紙特別補償規定に基づき、お客様が募集型企画旅行に参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命または手荷物に被った一定の被害について、以下の金額の範囲で補償金またはお見舞金を支払います。

- ・死亡保証金1,500万円
- ・入院見舞金2~20万円
- ・通院見舞金1~5万円
- ・旅行損害補償金:お客様1名につき~15万円(ただし補償対象品1個当たり10万円を限度とします)

●国内旅行保険への加入について  
ご旅行中、病氣、けがをした場合、多額の治療費、移送費がかかることがあります。これらを担保するために、お客様ご自身で十分な額の国内旅行保険に加入することをお勧めします。国内旅行保険については、お申込み店の販売員にお問合せ下さい。

●事故等の申し出について  
旅行中に事故などが発生した場合は直ちに同行の添乗員、現地係員、運送・宿泊機関等旅行サービス提供会社、または、お申込み店にご通知下さい。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知下さい)

●個人情報取扱について  
当社および販売店は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただきます。お客様がお申込みされた旅行においては運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。その他当社及び販売店では

- ①当社および当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンの案内
- ②旅行参加後のご意見や感想のご提供のお願い
- ③アンケートのお願い
- ④特典サービスの提供
- ⑤統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させて頂くことがあります。

●旅行条件・旅行代金の基準  
旅行条件は2025年1月1日を基準としています。また旅行代金については2025年1月1日現在有効な運賃・規程を基準として算出しています。

旅行企画実施 北海道知事登録第2-814号 日本旅行業協会正会員

**北海道中央バス(株)**  
シービーツアーズカンパニー  
予約センター-011-221-0912

TEL011-221-1122 FAX011-221-0117(FAX申込24時間受付中)

札幌市中央区大通東1丁目3番地中央バス札幌ターミナル2階

営業時間 平日9:00~12:00/13:00~17:30 土日祝定休

総合旅行業取扱管理者 小林 裕明

ネット予約・決済  
が出来ます。  
下記のQRコード  
からお進み下さい。



LINE 友だち追加



NOTTE



https://kankou.chuo-bus.co.jp/

一般社団法人  
**日本旅行業協会**

旅行業公正取引協議会 正会員

総合旅行業取扱管理者とはお客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に關して不明な点があれば、ご遠慮なく上記の取扱管理者にお尋ね下さい。